

わーくわくママサポートコーナーWeb相談 託児料支援の手引き

わーくわくママサポートコーナーWeb相談利用者が、託児等サービス*を利用した場合、サービス利用のために負担した経費を支援します。

※託児等サービス：認可保育所の保育，認可幼稚園の保育，認定こども園の保育，一時預かり事業等（託児等サービスの内容は、「わーくわくママサポートコーナーWeb相談 託児料支援申請書」に記載しています）

支援の要件

1 支援対象となる方（次のすべてに該当している方）

- (1) 広島県内にお住まいの方
- (2) わーくわくママサポートコーナーのWeb相談を利用するにあたって託児等サービスを利用した方
- (3) 雇用保険の受給資格者ではない方
(雇用保険の受給資格者は、「求職活動関係役務利用費」の支給を受けることができます。詳細はハローワークの「雇用保険窓口」にお尋ねください。)

2 支援対象となる子（次のいずれかに該当する子）

- (1) 法律上の親子関係に基づく子（実子及び養子）
- (2) 特別養子縁組を成立させるために監護を受けている子
- (3) 養子縁組里親に委託されている子，又は養育里親に委託されている子

3 支援対象となる「時間」

実際の相談時間とその前後各1時間の託児料が支援の対象になります。

支給額・日数

託児等サービスを利用するために、利用者が負担した費用の範囲内で申請された額を支給します。

○利用料を月額で負担されている場合の支給額は、

「月額費用 ÷ その月の暦日数」により算出した額となります。

○1日当たりの支給上限額は、6,400円とします。

○支給の上限日数は「就職活動時 託児料支援申請」との合計で、一人当たり年間15日とします。

支援期間

次の期間に託児等サービスを利用した場合に支援の対象になります。

令和4年4月5日（火）～令和5年3月10日（金）

但し、支給額が予算額に達した場合は、期間中でも支援を終了することがあります。その場合は、わーくわくママサポートコーナーのホームページ等でお知らせします。

わーくわくママ

検索

【URL】 <https://wakumama.jp/>

申請手続き

1 託児料支援申請書の提出

(1) 託児料支援申請書に必要な書類を添えて、託児等サービスを利用した日ごとに申請してください。申請期限は託児等サービスの利用日から30日以内（利用日が令和5年2月13日以降の場合は令和5年3月15日まで）です。

※託児等サービスの利用日から30日を超えたものは、申請できません。

(2) 提出が必要な書類

- ① 託児料支援申請書
- ② 託児等サービス利用証明書
- ③ 利用者と子の続柄を確認できる書類（母子手帳の該当ページの写しなど）

(3) 申請書の提出方法は次のとおりです。

- ① 広島県電子申請システムからの提出
手続名「わーくわくママサポートコーナーWeb 相談 託児料支援申請書」
- ② わーくわくママサポートコーナー窓口への持参
ひろしま：〒730-0032 広島市中区立町 1-20 NREG 広島立町ビル 3階
ふくやま：〒720-0065 福山市東桜町 1-21 エストパーク 1階

2 託児料の申請～支給決定まで

託児料支援申請書を受付後、確認を行います。申請内容に不備があった場合は、システムから連絡します。申請内容に不備がなければ、受理通知がシステムから送られます。（窓口申請の場合は個別に対応します）

その後、審査を行い、わーくわくママサポートコーナー運営受託事業者（(株)シンクロシティ）から、「支給決定通知」が申請時のメールアドレスに送付されますのでご確認ください。

※支給決定通知はドメイン名【@scns.jp】から届きますので、事前にメールの受信設定をお願いします。

3 託児料支援の振込

支給決定通知から10日以内に指定の口座に振込みを行います。10日を経過しても振込のない場合は、以下の問い合わせ窓口に至急ご連絡をお願いします。

※令和5年3月に申請された方は、支給決定通知を3月22日（水）までにお送りします。支給決定通知が確認できない場合は、令和5年3月24日（金）までに必ず連絡してください。期日以降の連絡では振込みができません。

【託児料支援全体に関するお問い合わせ】

「わーくわくママサポートコーナー」託児料支援担当：082-573-1338
平日 10時～16時（お盆及び年末年始を除く）

【電子申請システムの利用方法及び申請～申請受理までのお問い合わせ】

広島県商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課

「わーくわくママサポートコーナー」託児料支援担当：082-513-3419
平日 8時30分～17時15分（年末年始を除く）